

平成15年5月8日

総合規制改革会議 御中

厚生労働省

資料等提出依頼について（回答）

平成15年4月28日付け標記依頼について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 保育所については、児童福祉法第39条に規定する「保育に欠ける」幼児等に対して入所を許可するという、幼稚園には存在しない、過去の措置制度の考え方があるため、幼稚園と保育所の一元的な運営を妨げているのではないかとの指摘に関して、貴省の見解及びその理由についてご教示頂きたい。

保育所は、市町村が、親の就労等の事情により家庭において保育を受けられない子どもに対して、親との契約に基づき、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対し教育を提供する学校と異なり、サービスを受ける対象を定めることが必要である。

保育所における保育を受ける対象の要件は、保護者の労働又は疾病その他の理由により保育に欠ける乳幼児となっている。これについては、親が居宅外で労働する場合のほか、居宅内労働や求職活動中の場合等であっても、保育所を利用できることとしており、実質的には社会のニーズを踏まえた要件となっているものと考えている。また、専業主婦家庭等、保育所における保育を受ける要件を満たさない家庭であっても、一時保育等により保育所を利

用することが可能となっている。

さらに、近年の多様化する子育てニーズに対応するためには、地域子育て支援センター、幼稚園における預かり保育、保育ママ、ファミリー・サポート・センター、つどいの広場などの地域における様々な子育て資源の活用・創出が必要となっている。

こうした中で、保育所と幼稚園は、従来より、施設の共用化指針の策定、幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針の改定、設置主体制限の撤廃、連携事例集の作成・情報提供、資格（免許）の相互取得の容易化の促進、幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等の事情にある地域を対象に、構造改革特区において、保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認等の連携を図ることにより、既に地域のニーズに相当程度応えてきているところであり、今後とも、すべての子どもの心身の健全な育成を図るという観点から、両施設の連携を強化する方向で施策を進めるべきと考えている。

なお、保育所における保育を受ける対象の要件の必要性については、施設の目的・機能に沿って定まるものであり、保育所の入所の仕組みが措置制度であるか、現行の利用契約方式であるかということとは直接関係がないものと考えている。

2 平成14年度から開始されている保育所サービスに関する第三者評価制度の評価基準、運用方法等についてご教示願いたい。

特に、「調理室を見せることが、人格形成上重要であるため、同一敷地内に調理室を設置することが必要である」との貴省のご説明に関連して、食育の観点からの評価基準について、具体的かつ詳細にご教示願いたい。

児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業については、平成14年4月に児童福祉施設の第三者評価事業が公正・適切に実施されるよう、児童福祉施設の第三者評価基準や評価の方法等に関する指針を示したところである。

保育所に係る評価基準は別添1のとおりであり、食育の観点からの評価基準は 2 (11)となっている。

3 「離乳食は衛生上等の特別の問題があるため、保育所には、同一敷地内に調理室が必要である」との貴省のご説明であるが、「衛生上の問題の生じない範囲で近隣の調理室を活用してもよいのではないか」、「0歳児等離乳食を必要とする幼児が入所していない保育所であれば問題ないのではないか」との指摘に関して、厚生労働省の見解及びその理由についてご教示頂きたい。

離乳食など低年齢児の食事については、衛生管理上の問題、子どもの急な体調の変化への対応等、きめ細やかな対応が求められるものであり、保育所の施設内で調理することが必要であると考えている。

なお、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において、「保育所の調理室必置義務については、併設された社会福祉施設の調理室を兼用する場合と同様に、例えば、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室の共同利用をするなど、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう検討し、措置する。」こととしていることを踏まえ、平成15年度中に検討してまいりたいと考えている。

また、仮に離乳食の対応を全く必要としない保育所があったとしても、

- (1) 子どもの年齢・発達、健康状態に対応し、食物アレルギー児の除去食、また、体調不調時の特別食など、日々の健康状態の管理と併せて、細かな配慮が必要であること
- (2) 長時間保育への対応は必要であり、昼食だけでなく、おやつや夕食を含め、また、子どもの年齢に応じて、複数回にわたる食事の提供が求められるものであること

から、保育所の施設内で調理することが必要であると考えている。

なお、

- (1) 離乳食の対応が必要であると考えられる0歳児及び1歳児の保育を行っている保育所数は平成13年10月1日現在、0歳児については12,702か所、1歳児については19,807か所となっていること（平成13年10月1日現在の保育所数：22,231か所）（出典：平成13年社会福祉施設等調査）

(2) 0歳児及び1歳児の待機児童は平成14年4月1日現在10,219人となっており、待機児童全体の40.2%を占めていることから、今後とも0歳児や1歳児などの低年齢児保育へのニーズに対する対応が必要であり、「0歳児等離乳食を必要とする幼児が入所していない保育所」を前提とした議論は、現実の保育ニーズへの対応に合致しない議論ではないかと考えられる。

3 上記 に関連して、「おやつなどを含め、頻繁に食事を提供しないといけない」という理由に関して、「昼食以外に提供される食べ物全てについて、現実に全国の保育所で、敷地内調理が必要なものが提供されている」というデータについて、具体的かつ詳細に資料をご教示頂きたい。

また、調理済みのものをその都度運ぶこととしてはならない理由について、厚生労働省の見解及びその理由についてご教示いただきたい。

「昼食以外に提供される食べ物全てについて、現実に全国の保育所で、敷地内調理が必要なものが提供されている」ということを示す調査結果は有していない。しかしながら、参考までに厚生労働省が把握した事例を紹介すれば、別添2の事例のように、昼食以外に提供される食事については、おやつは、外部から購入したものを提供している例もある一方、調理室を活用したものも提供されており、また、夕食については、調理室を活用した食事が提供されていると考えている。

保育所保育指針において「乳幼児期の食事は、生涯の健康にも関係し、順調な発育・発達に欠くことができない重要なものであり、一人一人の子どもの状態に応じて摂取法や摂取量などが考慮される必要がある」とされており、これに基づき、保育所の給食やおやつについては、子どもの年齢・発達、健康状態に対応し、月齢に応じた離乳食や食物アレルギー児の除去食、また体調不良時の特別食など、日々の健康状態の管理と併せて、細かな配慮のもと提供されている。

加えて、保育所における食事の提供が、複数回、かつ、年齢により提供時間が異なることから、保育所の施設内に調理室があることが必要であると考えている。

4 調理室の同一敷地内設置基準が規定された当時と比較して、デリバリーサービスやクリーンルーム、異なるメニューに対応する技術等が向上している中で、同一敷地内基準を存続させることの意義について、貴省の見解及びその理由についてご教示頂きたい。

保育所の調理室については、

- (1) 保育所では、0歳児を含め低年齢児の保育を行っている。特に、低年齢児については離乳食への対応が必要であることや体調が変化しやすいこと、また、食物アレルギーへの配慮など、食事においてもきめ細やかな対応が必要であること
- (2) 保育所では、延長保育、夜間保育といった多様な保育ニーズに対応している。この場合、保育所では、昼食のみならず、おやつ、夕食を含め、また、子どもの年齢に応じ、複数回にわたる食事の提供に対応することが必要であること
- (3) 子どもの栄養状況の悪化や食生活の乱れといった状況に見られるように、子どもの食の状況が悪化している。乳幼児期においても、子どもの心身の健やかな発育・発達の観点から、食事を通じた子どもの健やかな育成を図ることが必要であること

から、保育所の調理室は必要であると考えている。

なお、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において、「保育所の調理室必置義務については、併設された社会福祉施設の調理室を兼用する場合と同様に、例えば、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室の共同利用をするなど、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう検討し、措置する。」こととしていることを踏まえ、平成15年度中に検討してまいりたいと考えている。

5 社会状況の変化に則して、教育及び保育に関する消費者ニーズが多様化している中で、貴省の把握されている具体的なニーズの内容及びその経年的推移に関するデータについて、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

保育ニーズの具体的な内容については、近年は、延長保育、休日保育、一時保育、子育て相談等の多様な保育サービスや0～2歳児の保育に対するニーズが増加しているものと考えており、厚生労働省としては、「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン」等に基づき、このようなサービスの計画的な増大を図っているところである。

保育サービスに係るニーズについて、時系列的に把握しているものではないが、保育サービスに関する要望やサービスを提供している保育所数等の推移を見ると、別添3及び別添4のとおりである。